

福祉生活病院常任委員会資料

(令和 8 年 9 月 1 5 日)

【 件 名 】

- 令和 8 年度第 1 回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の開催結果について
(孤独・孤立対策課) . . . 2
- 障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発セミナーの開催結果について
(障がい福祉課) . . . 4
- 第 1 回高次脳機能障がい者のための共生社会の実現に向けた協議会の開催結果について
(障がい福祉課) . . . 5
- 介護事業者へのメール送信時における情報の漏えいについて
(長寿社会課) . . . 6
- 令和 8 年度第 1 回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催結果について
(医療・保険課) . . . 7

福 祉 保 健 部

令和8年度第1回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の開催結果について

令和8年9月15日
孤独・孤立対策課

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例で設置する審議会について、令和8年度第1回会議を開催しましたので、報告します。審議会委員の意見を踏まえて、事業の改善や市町村や関係機関の連携を図り孤独・孤立対策を強化していきます。

1 日時・議題等

- (1) 日 時 9月1日(火) 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第32会議室(オンラインと現地開催の併用)
- (3) 内 容
 - ア 報告事項
 - ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会議等について
 - ・「とっとり孤独・孤立サポーター」について
 - イ 審議事項
 - ・鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例別表に基づく事業の実施状況について
 - ウ 意見交換
 - ・地域のきずな推進支援事業(身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ)について
- (4) 審議会委員(19名のうち12名が出席)
委員は別添名簿のとおり

2 主な意見概要

- (1) 報告事項(主に「とっとり孤独・孤立サポーター」について)
 - ・サポーター養成研修の受講者の任命後は地域での活動に結びつくようにしなければいけない。具体的な行動に移すという実効性があるようにしてほしい。
 - ・孤独・孤立サポーターや認知症サポーターは人数の多さが大事ではなく、当事者の声を聞いて当事者に寄り添ったピアサポートの支援活動を実施することが大事である。
 - ・研修には孤独・孤立の当事者の声を聞くなど当事者を呼んで、当事者がどうしたいかを知る機会を研修に設けるのがいい。
 - ・サポーターはボランティアであるため、活動をしっかり求めるまでではないのか。
 - ・孤独・孤立サポーターの活動について、例えばSNSなどで発信していくことも考えられる。
 - ・認知症サポーターなど先行事例を参考として孤独・孤立サポーターの活動を広げていくのがいい。
 - ・要配慮者の災害時の避難のサポートや孤立を防ぐためには、日頃のつながりをいかに保つかということが一番重要となる。サポーターには市町村と一緒に動いていただくことで、地域の方を守るサポーターとなり、サポーターの数も増えていくのではないのか。
- (2) 審議事項
 - ・高齢者の親と障がいがある子どもの家庭が孤立しないようにサポーターにも知っていただきたい。
 - ・認知症本人によるピアサポートの取組を県と市町村で連携して支援を行い、県民が活動を知り、支援を活発化させていただきたい。
 - ・生活困りごと相談のLINE相談の件数、内容を明示して分析し、審議会で協議することで、孤立している人に手が伸ばせるような今後の取組を検討できるようにしてほしい。
 - ・民生委員は担い手が少ない状況であり、必要な方に支援ができるようにサポートしてほしい。
 - ・孤独・孤立の被害や対策の必要性について県民一人一人に届くように見える形で活動してほしい。
 - ・高齢者になって困った時に同級生や学校の仲間は頼れる存在であり、福祉教育で仲間づくりの教育をしていただきたい。
- (3) 意見交換
 - ・新たな第二種社会福祉事業の頼れる身寄りがない高齢者等への入院・入所や死後事務の支援について、社会福祉協議会、市町村が体制を作ることは大変であるため、県の支援を考えてほしい。
 - ・新たな第二種社会福祉事業について、県社会福祉協議会等で実施することとなった場合には、県民への周知をしっかりとしてほしい。

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会委員

区分		氏名	所属団体等	出欠
(1) 特定援助者等	特定援助者	遠藤 明子	虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表	出席
		大谷 喜博	（一社）鳥取県手をつなぐ育成会 会長	出席
		伊井野 一郎	鳥取県重症心身障害児(者)を守る会会長	出席
	被援助者	藤田 和子	（一社）日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事	出席
	その他の家族等	米田 美奈子	日本リウマチ友の会 支部委員	出席
(2) 特定援助者等支援を行う団体		北川 大智	元ケアラー	欠席
		福島 史子	日本学校ソーシャルワーク学会 理事	欠席
		平井 和恵	（一社）鳥取県助産師会 会長	欠席
		荒川 勉	認知症の人と家族の会鳥取県支部 世話人	出席
		岩岸 直美	県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士	出席
		坪倉 孔喜	（社福）日南福祉会理事長	欠席
(3) 特定援助者等支援について知見を有する者		青木 淳英 【委員長】	（学法）藤田学院鳥取短期大学 准教授	出席
		高垣 智恵子	智頭町福祉課 参事	出席
		池田 伸夫	北栄町地域包括支援センター センター長	出席
		朝倉 香織	（社福）鳥取県社会福祉協議会 事務局長	欠席
		西井 通	鳥取県民生児童委員協議会 理事	出席
(4) その他知事が適当と認める者		桐林 正彦	鳥取県商工会議所連合会 幹事長	出席
		山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	欠席
(5) 一般公募		森藤 忠義		欠席

障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発セミナーの開催結果について

令和8年9月15日

障がい福祉課

障がい者ががん検診等を受けやすい環境づくりを進めるため、市町村や健診機関を対象とした啓発セミナーを開催しましたので報告します。

1 日時・内容等

(1) 日 時 令和8年8月26日(水) 午後2時から午後4時まで

(2) 開催方法 オンライン会議

(3) 参加者 33名(市町村がん検診担当課、各保健所、健診機関、市町村障がい福祉担当課等)

(4) 内 容

ア 講 演：「障がいのある方ががん検診・がん医療にアクセスできるように」

講 師：国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部 八巻 知香子 部長
(国研究報告書「障害者のがん検診における国内の実態把握」の研究代表者)

内 容：障がい者が受診する際の課題や困ること、具体的な配慮等、障がいの特性に応じて解説。

イ 取組紹介：「ACCESS プロジェクト(統合失調症患者にがん検診を勧奨するプロジェクト)」

取組紹介者：社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院 瀧本 由美子 看護部長

内 容：外来診察時に、主治医から検診を勧奨する、予約方法などの詳細を看護師がフォローするなど、かかりつけ精神科で、がん検診を勧奨する取組を紹介。

2 参加者の主な感想(セミナー参加者アンケート抜粋)

- ・障がい者が受診の際に、障がいの特性に応じて、どのような配慮が必要か知ることができ、市町村で行えることを考えるきっかけとなった。(市町村がん検診担当課)
- ・安心して受診できる体制を整えるに当たって、集団検診の運営で、環境面の配慮や声掛けなど工夫次第で改善できることがあると感じた。(市町村がん検診担当課)
- ・啓発セミナーを受けて、検診担当課と連携して、受診案内の通知を発送するときに工夫したり、事業所等への協力依頼など、今後の業務に活かそうである。(市町村障がい福祉担当課)

3 今後の対応

今回の啓発セミナーを開催して、障がい者への配慮や特性に応じた対応の必要性について、市町村のがん検診担当課や障がい福祉担当課との共通理解が図られ、意識が高まったので、今後、実際の取組につなげていけるよう、県としても、引き続き、市町村と連携し、必要な支援や取組について検討し、受診しやすい環境整備を進める。

第1回高次脳機能障がい者のための共生社会の実現に向けた協議会の開催結果について

令和8年9月15日
障がい福祉課

高次脳機能障害者支援法第25条に基づき、高次脳機能障がい者に対する支援体制の充実を図るため、「高次脳機能障がい者のための共生社会の実現に向けた協議会」を開催しましたので報告します。

1 日時・場所等

- (1) 日 時 令和8年9月3日(木) 午後2時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県中部総合事務所(オンラインと現地開催の併用)
- (3) 出席者 28名(医療機関、家族会、教育関係機関、労働関係機関、市町村、保健所)
- (4) 内 容 これまでの鳥取県の取り組みを情報共有するとともに、現状の課題や今後必要な支援策について意見交換を行った。

2 出席者の主な意見

- ・高次脳機能障がいに関する障がい特性、相談窓口、支援策等の情報が知られていないので、さらなる周知が必要。
- ・家族会の新規加入者が近年は少なく、会員数が減少している。
- ・相談拠点が野島病院(倉吉市)にしかないため、各圏域に相談窓口を設置する必要がある。
- ・鳥取県だからこそできる顔の見える関係で、関係機関が連携して支援する必要がある。

3 今後の取組

- ・高次脳機能障がいに関する障がい特性、相談窓口、支援策等の情報が、高次脳機能障がいで困難を抱える方々及び関係者・機関へ幅広く行き届くよう、周知内容及び方法について検討する。
- ・高次脳機能障がいについて詳しく学べるよう、当事者の方を招いてあいサポート研修を実施する。
- ・中部圏域以外の相談窓口の設置を関係者と検討していく。

(参考：高次脳機能障がいについて)

高次脳機能障がいとは、脳梗塞、くも膜下出血といった脳血管障がいや、事故による脳外傷、心肺停止による低酸素脳症等で脳にダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かない認知機能の障がい。中途障がいのため、以前できていたことがうまくいかなくなり、日常生活・社会生活に支障を来すが、外見から分かりづらく「見えない障がい」とも言われる。

高次脳機能障がいへの理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で、切れ目なく受けられるようにすることを目的として、「高次脳機能障害者支援法」が公布、令和8年4月1日に施行された。

(高次脳機能障害者支援法(令和7年法律第96号))

第25条 都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

介護事業者へのメール送信時における情報の漏えいについて

令和8年9月15日

長 寿 社 会 課

長寿社会課の補助金の交付決定を受けた介護事業者に対して、メールで実績報告書の提出を依頼する際、受信者全員に送付先のメールアドレスが見える状態で送信する事案が発生しました。今後、同様の事案が発生しないよう再発防止策を講じて、適切な情報管理を行います。

1 漏洩した情報

介護事業者のメールアドレス 163件

2 誤送信した日時

令和8年8月28日(金)8時49分

3 発覚の経緯

令和8年8月28日(金)8時49分に、県内介護事業所に対しメール送信する際、本来BCCに入力すべきメールアドレスを宛先欄に入れて送信した。同日9時13分に介護事業所から担当職員宛にメールで指摘があり、担当職員が上司に報告して発覚した。

4 対応状況

令和8年8月28日(金)10時36分に、メールを誤送信した県内介護事業所に対して、謝罪とメール削除を依頼するメールを送信した。その後、個別に電話で謝罪し、誤送信メールの削除を確認した。本県流出に関し、二次被害の報告は受けていない。

5 原因

実績報告書の報告期限が近づき、急いで事業所に連絡することに気を取られ、ダブルチェックを怠り、宛先の確認を十分行っていなかったため。

6 再発防止策

- ・職員に対し、外部へのメール送信時は必ず複数人でのダブルチェックを実施するよう徹底する。
- ・職員向け情報セキュリティ研修の内容を再度周知・徹底する。
- ・介護事業所宛の周知文等について、BCCで送付するメール文案のひな型を作成し使用を徹底する。

令和8年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催結果について

令和8年9月15日
医療・保険課

令和7年4月1日策定した第3期鳥取県国民健康保険運営方針（対象期間：令和7～11年度）について、中間見直しを行うため、第1回鳥取県国民健康保険運営協議会を開催しましたので、報告します。

1 日時 令和8年9月4日(金) 午前10時から午前10時50分まで

2 場所 鳥取県庁 第12会議室

3 出席者（8名）

- ・被保険者代表（2名）
- ・保険医又は保険薬剤師代表（鳥取県保健事業団、鳥取県歯科医師会）
- ・公益代表（（社）鳥取県社会福祉協議会、鳥取環境大学）
- ・被用者保険代表（山陰自動車業健康保険組合鳥取支部、全国健康保険協会鳥取支部）
- ※被保険者代表（1名）、保険医又は保険薬剤師代表（鳥取県薬剤師会）、公益代表（鳥取県社会保険労務士会）は、欠席

4 議事概要

- ・国民健康保険法において、国民健康保険の安定的な財政運営等を図るため、県は国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）を定め、おおむね3年ごとに、記載事項の分析及び評価を行い、必要に応じ、変更するとされている。国においては、都道府県国民健康保険運営方針策定要領（以下「策定要領」という。）を改定し、令和8年7月に改定後の策定要領が示された。
- ・改定後の策定要領やこれまでの法改正の内容等を踏まえた中間見直しの骨子を説明し、委員から見直しの方向性について、了解が得られた。

<運営方針の中間見直しの骨子>

(1) 国の策定要領を踏まえた事項

○保険料水準の統一

保険料水準の統一の目標年度（※）について、市町村と協議中であり、協議結果を記載する。

※国の策定要領では、保険料水準の統一は、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から必須の取組として、令和15年度保険料算定までの達成を原則として、運営方針に「完全統一」の目標年度を記載することとされている。

○保険料の収納対策

外国人被保険者の保険料の収納対策として、外国人被保険者に対する国民健康保険制度の理解促進について記載する。

○市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

市町村の事務負担軽減のため、市町村事務の国民健康保険連合会への事務委託を検討する場の設置について記載する。

(2) 法改正を踏まえた事項

- ・健康保険法等の改正による出産育児一時金の廃止、財政安定化基金の運用の変更等に伴い記載を変更する。
- ・子ども・子育て支援法の改正による子ども・子育て支援金制度創設に伴い記載を変更する。

<委員からの主な意見等>

- ・保険料水準の統一に係る市町村との協議状況について質問があり、市町村担当者や担当課長との会議で協議を進めている旨を説明した。
- ・保険料水準の統一により保険料が上がる場合の支援について質問があり、統一後の一定期間、国の交付金が交付される旨を説明した。
- ・保険料水準の完全統一の考え方について、住民がどの市町村に住んでも同じ保険料率となり、住民目線で公平になるか確認があり、認識のとおりである旨回答した。

5 今後の予定

第2回以降の国民健康保険運営協議会に具体的な中間見直し案を提示し、市町村からの意見聴取、パブリックコメントを行い、見直し案のとりまとめを行う。

令和8年10月 第2回国民健康保険運営協議会（中間見直し案の検討）

11月 市町村からの意見聴取

令和9年 1月 パブリックコメント

2月 第3回国民健康保険運営協議会（中間見直し最終案の検討）

3月 中間見直しの完了